

山梨県社会福祉審議会委員公募要領

1 目的

山梨県社会福祉審議会委員の選任にあたり、委員の一部を公募することにより、社会福祉に対する県民の幅広い意見の反映を図り、本県社会福祉行政の向上に資することを目的とする。

2 委員の名称及び業務内容等

委員の名称	山梨県社会福祉審議会委員
業務内容	知事の諮問機関である審議会の委員として社会福祉に関する事項を調査審議する。
委員の任期	令和3年8月1日～令和6年7月31日（3年間）
公募定員	5名以内

3 応募資格

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 本県に在住し、満20歳以上の者（令和3年8月1日現在）
- (2) 本県の附属機関等の委員となっていない者
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤職員でない者
- (4) 社会福祉行政に関心のある者
- (5) 本審議会及び分科会に出席できる者（平日開催）

4 応募方法

次の書類を応募先まで持参又は郵送若しくは電子メールで提出するものとする。

- (1) 応募申込書（別紙1）
- (2) 作文
テーマ「今後の（高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉）について」
テーマについて（ ）内の一つを選択、1,200字以内、氏名記入、手書き可
（1,200字を超える場合は選考の対象外となります）

5 募集期間

令和3年4月28日（水）～令和3年5月27日（木）

応募書類の持参にあつては、募集期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とし、郵送にあつては、令和3年5月27日までの消印を有効とする。

6 広報

要領に基づき必要事項を記載した公募チラシを作成し、次の方法により広報する。

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 公共施設（県関係施設、市町村施設）への配付、掲示
- (3) 関係団体への配付
- (4) 報道機関への情報提供

7 選考方法等

(1) 選考

公募委員選考委員会を設置し、提出された応募書類により選考し、必要に応じて面接を実施する。

(2) 通知等

- ア 応募書類の受理について確認を要する場合は、応募者が応募先に連絡する。
- イ 面接の必要がある場合については、該当者のみに通知する。
- ウ 選考結果については応募者全員に通知する。

8 公募委員選考委員会

公募委員選考委員会は次の表により構成し、事務局を福祉保健総務課におく。

山梨県福祉保健部	◎福祉保健部長、福祉保健部次長（民生）、福祉保健総務課長、健康長寿推進課長、障害福祉課長、子育て政策課長、子ども福祉課長
山梨県教育庁	生涯学習課長

（◎印 委員長）

9 補足

この要領に定めのある事項の他、公募委員の選定に関して必要な事項については事務局で定める。

10 応募及び問い合わせ先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課福祉企画・生活保護担当

〒400 - 8501 甲府市丸の内 1-6-1

TEL 055 - 223 - 1443 FAX 055 - 223 - 1447

Eメール：hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

附 則

この要領は平成21年6月17日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則

この要領は平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月22日から施行する。